無条件で解約できる

クーリング・オフ制度

消費者の窓

クーリング・オフの期間は、訪問販売の場合は七日以内です。つまり契約の日を含めて七日以内であれば、無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができます。

しかし、つぎのような場合は、クーリング・オフの期間を過ぎても売買契約を取り消すことができます。

・販売業者が契約書面を購入者に渡さなかったとき
・契約書にクーリング・オフのことが書かれていないとき

◆解約できない特例もあります

ただし、訪問販売の場合、つぎのようなケースはクーリング・オフができませんので注意しましょう。

・乗用自動車を購入した場合
・商品を受け取り、その場で代金を全額支払った場合
・化粧品や健康食品などの消耗品（政令で指定された商品）で、その一部を「使用」または「消費」するとクーリング・オフができなくなることを契約書に告げられているにもかかわらず、「使用」または「消費」した場合

冷静に再検討をする期間

売買契約の申し込みや契約が結ばれた日を含め、一定期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度で、販売業者が購入者にその旨を契約書に告知しなければならないことになっています。つまり、頭を冷やして（英語でクーリング・オフといいます）よく考えることです。

契約の解除は書面で

解約の意志表示は、必ず販売業者の代表者あてにその旨を書面で通知しましょう。この場合の書面は、内容証明郵便にして発送すると確実です。

※消費生活問題に関する相談は遠慮なく市民生活課生活係へ（内線206・214）

購入意思のないときは、はじめからきっぱり断りましょう！

クーリング・オフの書面記載例

契約解除通知

購入者　住所
氏名　㊞

住所
販売会社代表取締役殿

昭和○○年○月○○日付で、貴社のセールスマン（氏名）と締結しました（商品名）の購入契約を、「訪問販売等に関する法律」第六条の規定に基づき解除します。

（代金の一部を支払った場合のみ、以下を加える）

つきましては、当該契約に際して支払いました金○○円也は、○○銀行○○支店（普通預金）口座○○号へ振り込んでください。

なお、商品は早めに引き取ってください。

昭和○○年○○月○○日

内容証明郵便の出し方

○内容証明書用紙（文房具店で販売）に記入し、郵便局から送る。
（注）市内で取り扱っている局
大館・十二所・花岡・白沢郵便局
○3枚書く（相手方、本人、郵便局）
○費用は760円（配達証明付は1,010円）
○受付時間　平　日・9時～19時
土曜日・9時～15時
（大館郵便局の例）
（注）郵便局によっては受付時間が異なります。

中小企業者の皆さんへ

融資と貸付のお知らせ

◆特定地域中小企業対策による低利の融資

金　額・八千万円（運転資金は三千五百万円）以内
期　間・七年以内（うち二年以内据置）運転資金は五年以内（うち一年以内据置）
金　利・第一種中小企業者（最近の売上高が二〇％以上減少しているか、受注残高が三〇％以上減少している企業）……年三・九五％
・第二種中小企業者（最近の売上高が一〇％以上減少しているか、受注残高が二〇％以上減少している企業）……年五・〇％
保証料・年〇・七％（うち市負担〇・四％）
対　象・新商品、新技術の研究開発事業
・人材の養成、事業の合理化に関する事業
・事業規模の適正化に関する措置
・そのほか新たな経済的環境に適応するための措置

詳しくは市商工観光課商工係へお問い合わせください。

◆秋田県中小企業設備リース制度

中小企業者の希望する機械設備（電子計算機により作動するものに限る）を県中小企業振興公社が購入し、一定期間賃貸する制度です。

限　度　額・二十万円～五千万円
リース期間・三年～七年
リース料率・月三・一五七～一・五四一％
対　象・県内で一年以上同一事業を営んでいる企業

◆秋田県中小企業設備近代化資金貸付制度

指定業種の方が設備を近代化する場合、設備資金（半額限度）を無利子で貸し付けする制度です。

金　額・二十万円～千五百万円
期　間・五年以内（公害防止設備は十二年以内）
対　象・貸付対象設備を設置する事業所が県内で、引き続き一年以上同一事業を営んでいて、事業税を滞納していないこと。

◆秋田県中小企業設備貸与制度

中小企業者の希望する機械類や設備を県中小企業振興公社が購入し、貸し付ける制度です。

限度額・二千万円（ハイテク設備五千万円）
期　間・四年六カ月以内（ハイテク設備七年以内）
損　料・年五％
対　象・県内で一年以上同一事業を営んでいる企業

〈問い合わせ〉
市商工観光課商工係（内線283）
大館商工会議所　☎43～3111

♥献血にご協力を　●3月25日　片山町　和光薬品　9時
大　町　トノムラ薬局　10時～16時